

インボイス制度

－オンライン説明会－

～ テーマ別編その2 ～

「インボイスの種類」

「交付のケース別対応例」

国税庁軽減税率・インボイス制度対応室

テーマ

「インボイスの種類」

こんな疑問をお持ちの方へ

- 一部の事業は、記載事項が省略されたインボイスを交付できるって聞いたけど、具体的に何が違うのかな…
- 記載を間違えたインボイスを交付してしまった場合、具体的にどうすればよいのかな…
- 値引きや返品があった場合、何か対応が必要かな…
- 仕入明細書で対応する場合、注意する点は何かな…

本日の説明項目…

○ 簡易インボイス

- ・ 記載事項及び交付できる事業

○ 修正したインボイス

- ・ 当初交付したインボイスに誤りがあった場合の対応

○ 返還インボイス

- ・ 値引きや返品等を行った場合の対応（記載事項）
- ・ インボイスと一緒に交付する場合の対応

○ 仕入明細書等による対応

- ・ 仕入側が取引に係る書類を交付する場合の対応（記載事項）
- ・ インボイスと一の書類で交付する場合の対応

➡ この資料では、以下の名称を使用しています

- ・ インボイス：適格請求書
- ・ インボイス制度：適格請求書等保存方式
- ・ インボイス発行事業者：適格請求書発行事業者
- ・ 簡易インボイス：適格簡易請求書
- ・ 返還インボイス：適格返還請求書

※ インボイスQ&A…「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年6月）（令和5年4月改訂）](#)」

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年
間における暫定的な仕入税額
控除方式

～令和5年9月

【イメージ：区分記載請求書】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
:	
合 計	43,600円
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	
※は軽減税率対象	



【インボイス制度】

令和5年10月～

【イメージ：インボイス】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234...)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
:	
合 計	43,600円
10%対象 22,000円 内税 2,000円	
8%対象 21,600円 内税 1,600円	
※は軽減税率対象	

- 区分記載請求書に下線の事項が追加されたもの。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**簡易インボイス**を交付することが可能。
(詳しくは次ページ)

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

【記載事項】

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

○ 簡易インボイス

インボイスの種類

- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、簡易インボイスを交付することができる。
- 簡易インボイスの記載事項は、インボイスの記載事項よりも簡易なものとされている。
- ※ 下線の項目は、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項。

【例】

② → XX年11月30日

③ →

スーパー○○	
東京都…	登録番号 T 123456…
領収書	
ヨーグルト *	1 ¥108
カップラーメン	1 ¥216
ビール	1 ¥550
合 計	¥874
8%対象 (内	消費税額 ¥324
10%対象 (内	消費税額 ¥24)
	消費税額 ¥550
お預り	¥1,000
* 軽減税率対象 お釣	¥126

④ →

③ →

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
又は適用税率

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一のインボイスにつき、税率ごとに1回ずつ。

【インボイスとの相違点】

- ・「請求書受領者の氏名又は名称」の記載が不要。
- ・「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のいずれか一方の記載で足りる。

○ 修正したインボイス

インボイスの種類

- インボイス発行事業者は、交付したインボイス等の記載事項に誤りがあった場合には、交付を受けた事業者に対して修正したインボイス等を交付しなければならない。
- 修正したインボイス等の交付方法については、誤りがあった事項を訂正の上、改めて記載事項の全てを記載した書類を交付することの他、当初に交付したインボイス等との関連性を明らかにした上で、修正した事項を明示した書類等を交付することも認められる。

【例】 10%対象の売上額及び消費税額等が誤っていた場合

(インボイスQ & A問34)

(当初のインボイス)

請求書<<4月分>>

○年○月○日

●●(株)御中

(株)△△

登録番号:T123456...

月	日	商品	売上金額 (税抜き)	
4	3	菓子	※	5,900
	4	酒		30,000
	7	菓子	※	30,000
		...		
合計		売上額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		100,000円	10,000円	

※は軽減税率対象

誤り箇所

①修正点含め全ての事項を記載

請求書<<4月分・修正>>

○年○月×日

●●(株)御中

(株)△△

登録番号:T123456...

月	日	商品	売上金額 (税抜き)	
4	3	菓子	※	5,900
	4	酒		30,000
	7	菓子	※	30,000
		...		
合計		売上額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		110,000円	11,000円	

※は軽減税率対象

修正箇所

②修正事項のみを明示

<<修正事項の通知>>

○年○月×日

●●(株)御中

(株)△△

関連性を明記

○年○月○日付4月分請求書について、下記のとおり誤りがありましたので修正いたします。

正		
合計	売上額	消費税額等
10%対象	110,000円	11,000円
誤		
合計	売上額	消費税額等
10%対象	100,000円	10,000円

(注)当初の適格請求書と合わせて保存願います。

(注) 交付を受けた事業者が仕入税額控除を行うためには、①の書類のみか、当初のインボイスと②を合わせて保存することが求められる(売り手は当初誤りのあったインボイスの写しも保存が必要な点に留意)。

○ 返還インボイス

インボイスの種類

- インボイス制度において、対価の返還等（値引き・返品・割戻し）が行われた場合には、「売り手」から「買い手」に対して「返還インボイス」を交付する必要がある。

（インボイスQ & A 問58）

【例】

記載事項②

XX年12月15日

販売奨励金支払明細書

(株)〇〇御中

11月分 21,800円（税込）

取引日付	品名	奨励金金額
11/1	オレンジジュース※	1,080円
11/1	ビール	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計	21,800円（消費税1,800円）	
10%対象	11,000円（消費税 1,000円）	
8%対象	10,800円（消費税 800円）	

記載事項④

記載事項③

※印は軽減税率対象商品

記載事項⑤
「税率ごとに区分した消費税額等」
又は
「適用税率」の
どちらかを記載
※ 両方記載することも可能です。

△△商事(株)
登録番号T1234567890123

記載事項①

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 対価の返還等を行う年月日及び対価の返還等に係る課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 対価の返還等に係る課税資産の譲渡等の内容（軽減対象である場合にはその旨）
- ④ 対価の返還等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額
- ⑤ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

○ 返還インボイス

インボイスの種類

(インボイスと返還インボイスを一の書類で交付する場合)

- 返還インボイスの記載事項は、相互の関連が明確な複数の書類により満たすことが可能。
- 返還インボイスとインボイスの内容を一の書類で記載することも可能。
その場合、対価の額と消費税額等については、(得意先ごとに) 継続適用を条件に、相殺表示が可能。(消費税額等は、返品額相殺後の対価の額から計算)

【例】

(インボイスQ & A問60)

請求書
《4月分》 ○年○月○日

●● (株) 御中

請求金額合計 214,760円

(株) △△

登録番号: T123456...

月	日	取引	伝票番号	売上金額(税抜き)	
4	1	売上	123	8%	2,000
				10%	600
	3	返品	456	8%	1,500
				10%	300
	4	売上	789	10%	30,000
合計		売上額	消費税額等	返品額	消費税額等
8%対象		100,000円	8,000円	-3,000円	-240円
10%対象		110,000円	11,000円	-10,000円	-1,000円

仕入伝票(納品書)

○年4月1日 伝票No.123

(品名)	(数量)	(税抜金額)
食品※	1	2,000
日用品	1	600

(注)※は軽減税率対象

返品伝票

○年4月3日 伝票No.456

(品名)	(数量)	(税抜金額)
○年3月 食品※	1	1,500
○年2月 日用品	1	300

(注)※は軽減税率対象

いつの売上に係る返品
かを示す必要があるが、
月単位や「○月～△月
分」といった記載も可能
であるほか、返品等の処
理を合理的な方法により
継続して行っているの
であれば、その処理に基
づく年月日の記載でも差
支えない。
例)「前月末日」や、その
商品の「最終取引年月
日」

継続適用を条件に、相殺表示が可能(※)

8% 売上額 97,000円 税額 7,760円

10% 売上額 100,000円 税額10,000円

※ 相殺表示を行う際は、相殺後の対価の額から
税額を計算し、端数処理もそのタイミングで行う

○ 仕入明細書等による対応

インボイスの種類

- インボイス制度においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができる（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限る。）。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要。

【例】

② 課税仕入れの 相手方の登録番号

仕入明細書
「4月分」 ○年○月○日

●● (株) 御中
登録番号：T123456...

○送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
...	...	...	...	...
合計		仕入金額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		110,000円	11,000円	

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

- ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

○ 仕入明細書等による対応

(インボイスと仕入明細書を一の書類で交付する場合)

- インボイス制度においては、仕入明細書による仕入税額控除も認められ、インボイスと仕入明細書を一の書類で交付することも認められる。
- 例えば、小売業者が商品を仕入れ、その物流につき小売業者が担って卸売業者にその費用を請求（小売業者の売上げ）する場合、小売業者は「商品の仕入れ」については「買い手」となり、「物流の役務提供」については「売り手」となる。

この点、これらの取引の税率、対価の額及び消費税額等について、小売業者が作成する一の書類に記載する場合、

- ・「商品の仕入れ」については、買い手として「仕入明細書」、
 - ・「物流の役務提供」については、売り手として「インボイス」
- を作成することとなり、それぞれの記載事項が必要※となる。

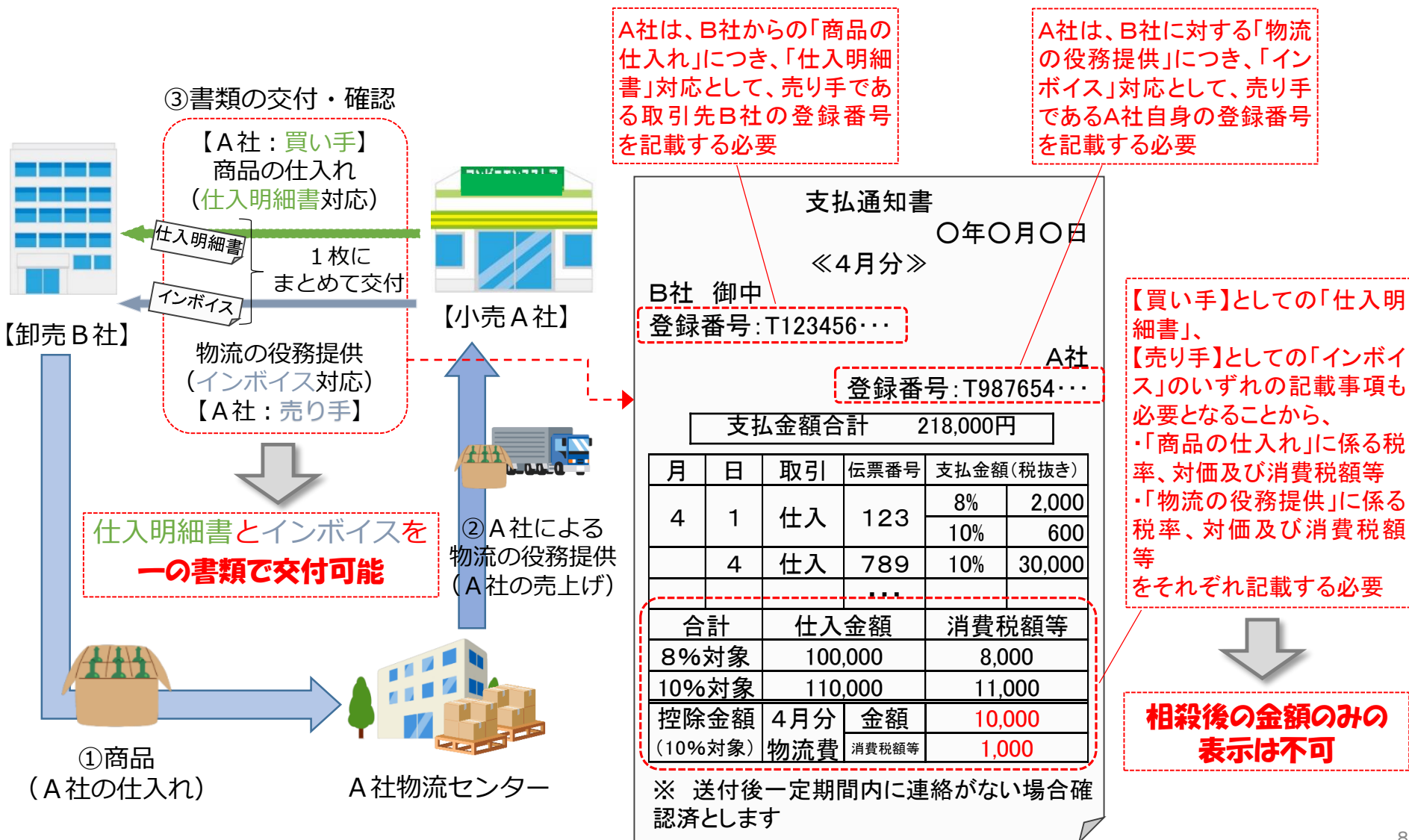
※ 対価の額と消費税額等について、相殺後の金額のみの表示とすることはできないことに留意。

(インボイスQ & A問89)

○ 仕入明細書等による対応 (具体例)

インボイスの種類

【例】 卸売B社から小売A社が商品を仕入れ（B社に売上が立つ取引）、A社が配送を担う場合（A社に売上が立つ取引）について、まとめて1枚の支払通知書をA社から交付するケース



テーマ

「交付のケース別対応例」

こんな疑問をお持ちの方へ

- 委託販売の特例（媒介者交付特例）ってどんな特例だろう…
- 代理交付と媒介者交付って何が違うんだろう…
- 立替払いをした（してもらった）ときは、どうすればいいのかな…
- 事務所の家賃、請求書が毎回発行されないけれど、どうすればいいのかな…
- 電子データでインボイスを受領（提供）する場合、どういう対応が必要なのかな…

本日の説明項目…

- 代理交付
 - ・ 概要と具体例
- 媒介者交付特例
 - ・ 概要と具体例
 - ・ 複数の委託者から委託を受けた場合の対応
- 代理交付と媒介者交付
 - ・ それぞれの端数処理の考え方
- 立替払
 - ・ 立替を行った（受けた）場合の対応
- 事務所家賃等
 - ・ 取引の都度、請求書等が交付されない場合の対応
- 電子インボイス
 - ・ 電子インボイスを提供した（受領した）場合の対応

➡ この資料では、以下の名称を使用しています

- ・ インボイス：適格請求書
- ・ インボイス制度：適格請求書等保存方式
- ・ インボイス発行事業者：適格請求書発行事業者
- ・ 返還インボイス：適格返還請求書

※ インボイスQ&A…「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年6月）（令和5年4月改訂）](#)」

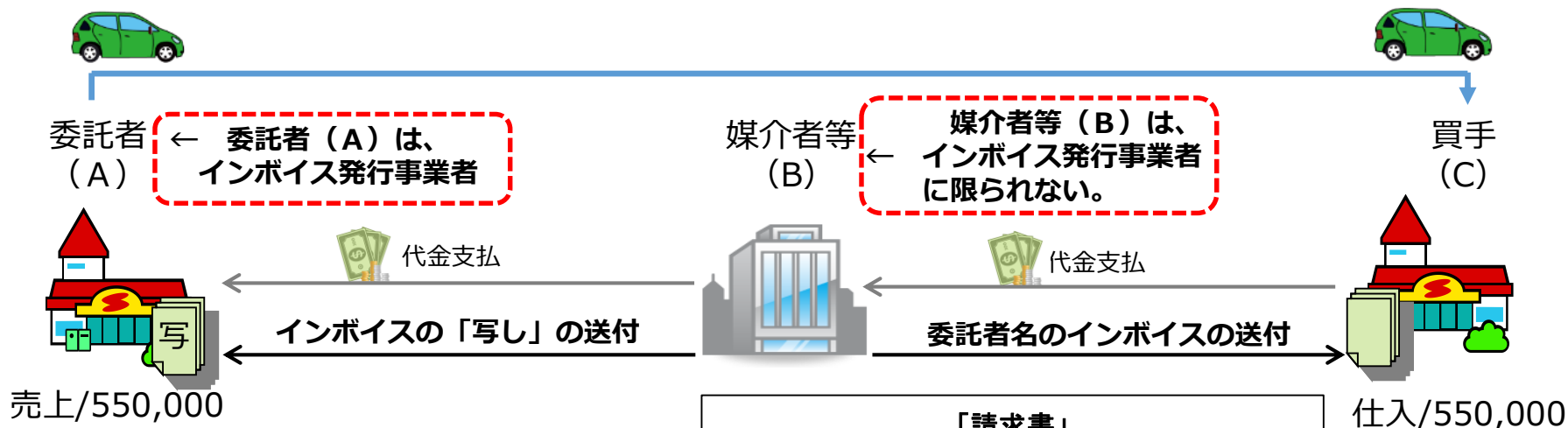
※ 電帳法Q&A…「[電子帳簿保存法Q&A（一問一答）](#)」

○ 代理交付

交付のケース別対応例

- 委託販売の場合、購入者に対して課税資産の譲渡等を行っているのは、委託者であることから、本来、委託者が購入者に対してインボイスを交付しなければならない。
- このような場合、受託者が委託者を代理して、委託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した、委託者のインボイスを、相手方に交付することも認められる。

(インボイスQ & A 問48)



「請求書」
買い手 (C) 御中 2023年10月31日

日付	取引内容	金額
10/1	〇〇	50,000円
10/1	××	200,000円
10/2	△△	150,000円
...	...	...
合計 (10%対象)		500,000円
消費税額等		50,000円

媒介者等が、委託者の名前
又は名称、登録番号を記載
したものを交付

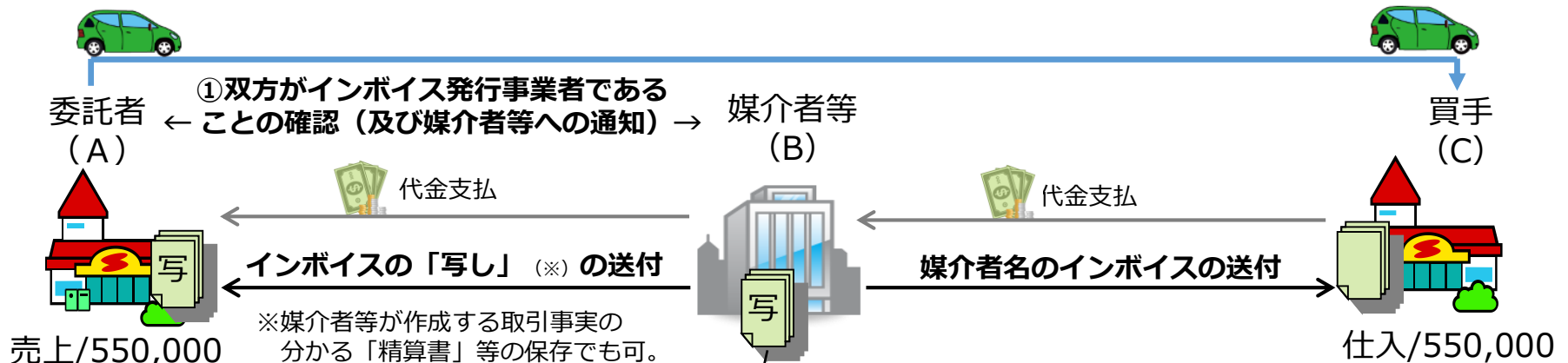
委託者 (A) 登録番号 T0123...

○ 媒介者交付特例

交付のケース別対応例

- 業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方がインボイス発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを委託者に代わって交付することができることとする特例。

(インボイスQ & A問48)



～精算書～

委託者(A) 御中 2023年10月31日
下記お取引金額についての代金を精算します。
支払額 550,000円 媒介者等(B)

日付	取引内容	金額
10/1	〇〇	50,000円
10/1	× ×	200,000円
10/2	△△	150,000円
...	⋮	⋮
合計(10%対象)		500,000円
消費税額等		50,000円

② 委託者等及び媒介者等の双方において書類を保存

「請求書」

買い手(C) 御中

2023年10月31日

日付	取引内容	金額
10/1	〇〇	50,000円
10/1	× ×	200,000円
10/2	△△	150,000円
...	...	...
合計(10%対象)		500,000円
消費税額等		50,000円

媒介者等(B) 登録番号T1234...

→ 媒介者等の名称、登録番号

【複数の取引について1枚のインボイスを交付する場合】

【代理交付】

- 「代理交付」は、代理人が被代理人の名称・登録番号を記載したインボイスを代理して交付するもの。
 - 複数の被代理人の取引を1枚の請求書に記載する場合、各被代理人の取引に係るインボイスをまとめて記載しているものであり、記載する消費税額等は、各被代理人ごとに計算し端数処理を行う（請求書単位とはならない）。

【媒介者交付】

- 「媒介者交付」は、一定要件の下、媒介者の名称・登録番号を記載して、委託者の取引に係るインボイスを交付するもの（委託者の名称・登録番号の記載は不要）。
 - 複数の委託者の取引を1枚の請求書に記載する場合、原則、消費税額等は、各委託者ごとに計算し端数処理を行う。ただし、**媒介者が交付する請求書単位で、複数の委託者の取引を一括して消費税額の計算を行い端数処理することも認められる**。

（インボイスQ & A問49）
※参考

○ 代理交付と媒介者交付 (端数処理の考え方)

交付のケース別対応例

【代理交付】 (記載例)

(株)〇〇〇 御中

請求書

11月分

被代理人の名称・登録番号を記載する必要
→ 各被代理人の取引を区分して記載

取引先名	取引日付	品名	税込金額
A社 (登録番号 : T234...)	11/5	米※	8,000
	11/12	蛍光灯	3,000
	11/17	小麦粉※	500
	8%対象	8,500 (内消費税 630)	
	10%対象	3,000 (内消費税 273)	
B社 (登録番号 : T345...)	11/18	紅茶 ※	4,000
	11/25	食器	10,000
	8%対象	4,000 (内消費税 296)	
	10%対象	10,000 (内消費税 909)	
合 計	—	—	25,500

消費税額の端数処理は、被代理人ごとに税率ごとに一回

▲▲▲(株)

【媒介者交付】 (記載例)

(株)〇〇〇 御中

請求書

11月分

各委託者の名称・登録番号の記載は不要
媒介者名義で各委託者(売り手)の取引につき、一括してインボイスを交付することが可能

取引日付	品名	税込金額
11/5	米 ※	8,000
11/12	蛍光灯	3,000
11/17	小麦粉 ※	500
11/18	紅茶 ※	4,000
11/25	食器	10,000
合 計	8%対象	12,500 (内消費税 926)
	10%対象	13,000 (内消費税1,182)

消費税額の端数処理は、各委託者の取引を一括して、税率ごとに行うことも認められる。

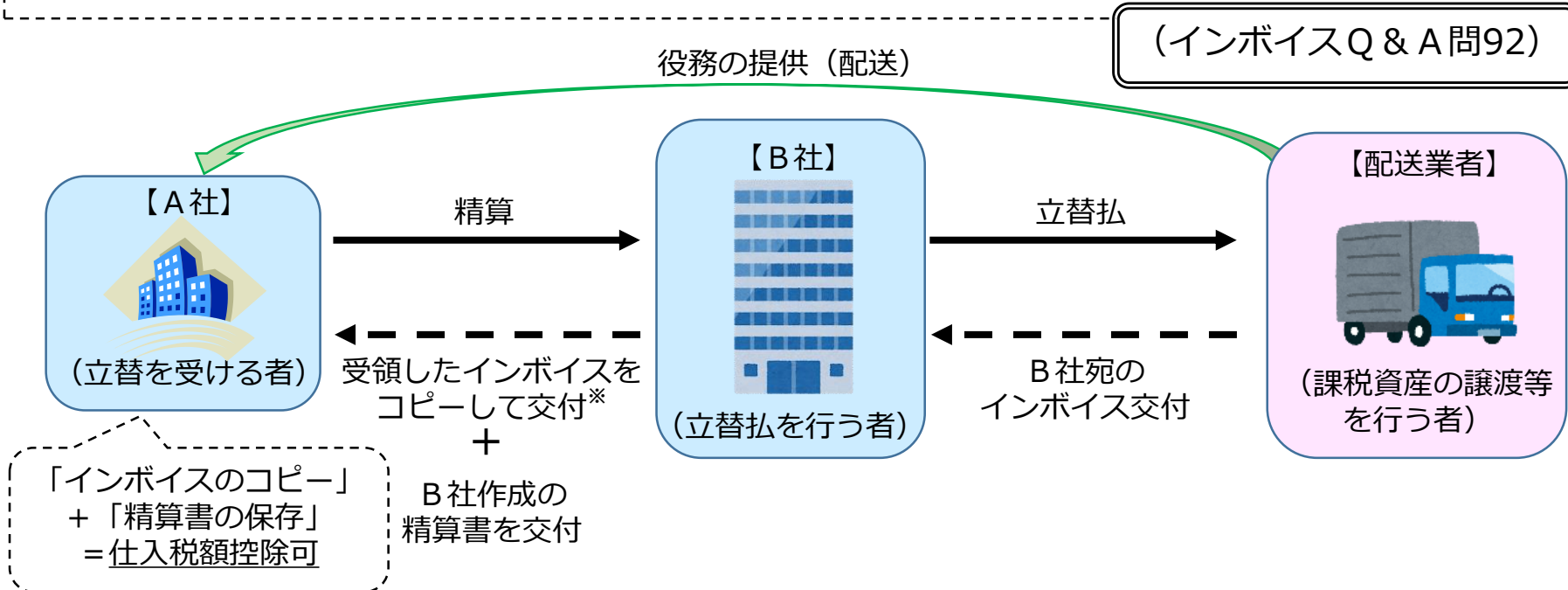
▲▲▲(株)

登録番号 T123.....

○ 立替払 (立替を行った(受けた)場合の対応)

交付のケース別対応例

- 例えば、A社の配送手数料をB社が立替払いするような場合には、役務の提供(配送)は配送業者からA社に対して行われているものであるため、原則としてA社が配送業者(仕入先)から交付されるインボイスを保存する必要がある。
- 他方、A社を含む複数社分の経費を一括してB社が立替払している場合など、配送業者から交付されるインボイスにB社の名称が記載されている場合も考えられる。
- このような場合には、B社からA社に対して立替金精算書等を交付することにより、配送業者からの課税仕入れがA社に対するものであることを明らかにし、そのインボイスと立替金精算書等の両方をA社が保存することで、その課税仕入れにつき、仕入税額控除が可能となる(インボイス通達4-2)。



※インボイスのコピーが大量となる等の事情により、交付することが困難なときは、B社でインボイスを保存及び一定の事項(課税仕入れの相手方の登録番号等)を記載した精算書をA社に交付することで、A社は精算書のみの保存をもって仕入税額控除が可能(コピーの交付不要)。

【取引の都度請求書等が交付されない場合の対応】

- 通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引（例：事務所家賃の支払い、専門家への報酬）であっても、仕入税額控除を受けるためには、インボイスの保存が必要。
- インボイスとして必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要はなく、例えば、契約書にインボイスとして必要な記載事項の一部が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類（通帳や、銀行が発行した振込金受取書）とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たす（※）こととなる。

（※） 制度開始前に既に契約書を作成している場合には、新たに契約書を作成する必要はなく、登録番号等のインボイス記載事項として不足している事項を賃貸人から通知を受けることにより対応することも可能。

（インボイスQ & A 問93）
※参考

○ 事務所家賃等 (取引の都度請求書等が交付されない場合の対応)

交付のケース別対応例

【新規契約における対応例】

- ・ 発行者の名称及び登録番号
- ・ 取引の相手方の名称
- ・ 取引の内容

- ・ 税率ごとの対価の合計額及び適用税率
- ・ 消費税額等

建物賃貸借契約書

賃貸人〇〇(株) (登録番号: T1234...) と賃借人××(株)とは、〇〇(株)が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり**建物賃貸借**契約を締結する。

...

第〇条 (賃料)

賃料は1カ月**165,000円** (消費税率10%・うち**消費税15,000円**)とし、××(株)は〇〇(株)に対し、毎月末日までに、その翌月分を〇〇(株)の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

振込金受取書

令和6年3月31日									
金額			¥	1	6	5	0	0	0
先方銀行	△銀行 霞が関支店								
お受取人 ご依頼人	預金 種目	普通			口座 番号		123456		
	〇〇(株) 様								
	××(株) 様								

賃借人である××(株)は、契約書と振込金受取書等※を保存することで仕入税額控除可

※ 口座振替による支払いの場合、振込金受取書の交付は受けないため、通帳

・ 実際取引を行った事実を客観的に示す書類 (課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの)

【既存契約における対応例】

※既存の契約内容では「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載が不足している

建物賃貸借契約書

賃貸人〇〇(株)と賃借人××(株)とは、〇〇(株)が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり**建物賃貸借**契約を締結する。

...

第〇条 (賃料)

賃料は1カ月**165,000円**とし、××(株)は〇〇(株)に対し、毎月末日までに、その翌月分を〇〇(株)の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

令和5年10月以降の ご案内

建物賃貸借契約書と併せて本書の保管をお願いいたします。

...

登録番号: T1234...
消費税率: 10%
消費税額: 15,000円

メールなど電子的方法による通知も可能

- ・ 登録番号
- ・ 適用税率
- ・ 消費税額等

上記同様、振込金受取書等を保存

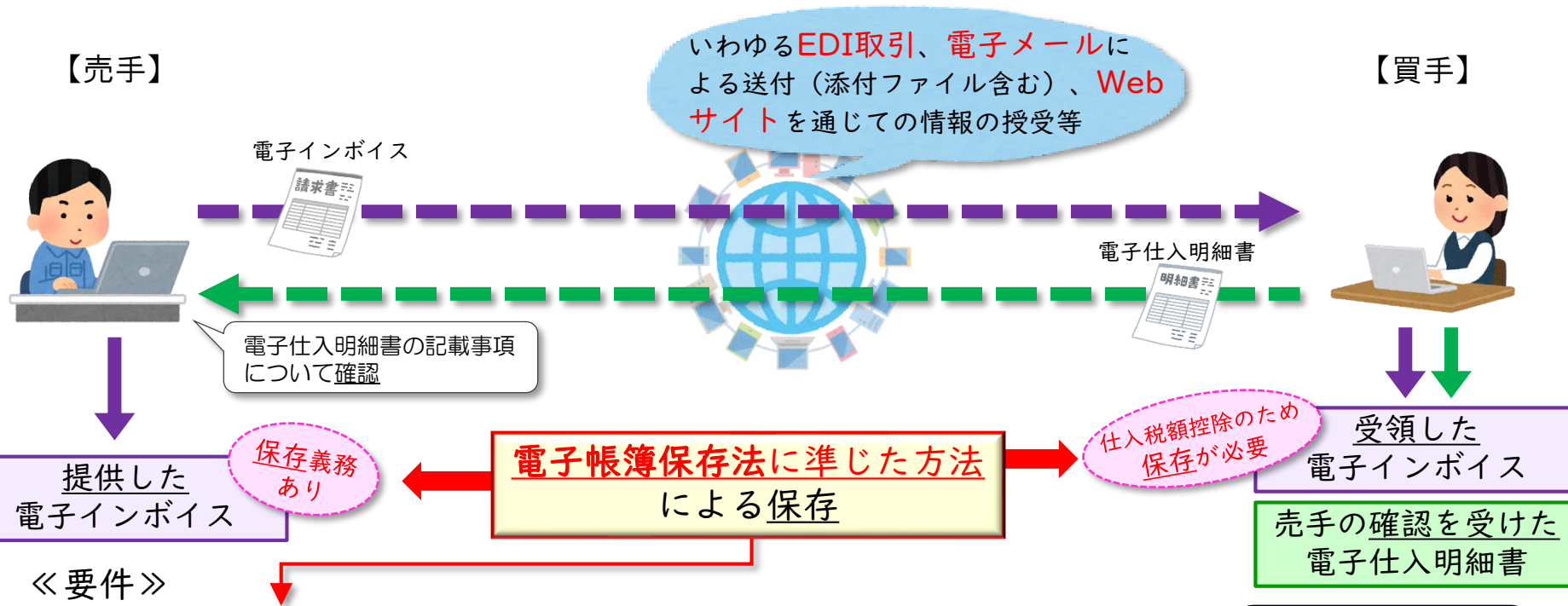
○ 電子インボイス

交付のケース別対応例

- インボイス・返還インボイスといった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっている（いわゆる電子インボイス）。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。
- 仕入明細書のように買手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売手の確認を受けたもの（電子仕入明細書）を保存することで、仕入税額控除が可能となる。
- 提供した又は受領した電磁的記録については、**電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要**となる。

【売手】

【買手】



《要件》

- ① 次のいずれかの措置を行う
 - イ タイムスタンプが付された後にインボイスの授受を行う
 - ロ 授受後に速やかにタイムスタンプを付す
 - ハ データの訂正・削除の記録が残る又は訂正・削除できないクラウドシステム等を使用する
 - ニ 訂正・削除防止に関する事務処理規程を定める
 - ② システム概要書等の備付け
 - ③ 操作説明書の備付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保
 - ④ 検索機能の確保
- (注) 整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。

消費税のみの取扱い

詳しくは「電帳法Q&A」等をご確認ください。

インボイス制度に関するお問い合わせ先

○ 税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。
上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

チャットボットのご利用はこちらから



税務職員ふたば

○ インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル 0120-205-553（無料） 【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く。）
インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いいたします。

○ インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください（インボイス制度に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。）。

インボイス制度特設サイトへ



※ インボイスQ&A…「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年6月）（令和5年4月改訂）](#)」